

平成30年9月
交通管制部管制課

航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程の一部改正について
(滑走路以外からの離着陸の方式・用語関連)

1. 背景

航空保安業務処理規程(昭和42年空総第130号)第5管制業務処理規程(以下「管制業務処理規程」という。)は、航空交通管理管制官又は航空管制官(以下「管制官等」という。)が航空法(昭和27年法律第231号)第96条等に規定されている管制業務及びこれに関連する業務を実施するにあたって準拠すべき基準その他の事項を定めることを目的とするものである。

2. 概要

平成27年6月3日、那覇空港において発生した航空重大インシデントについては、誘導路から離陸予定であったヘリコプターが滑走路から離陸する航空機に対して管制官が発出した離陸許可を自機に対する離陸許可と誤認し、離陸したことが要因の一つであった。

同様の事案の再発防止策として、国空制第105号(平成27年6月8日付け)により、滑走路以外の場所からの離着陸許可については、滑走路からの離陸許可と異なる用語を使用していたところ。

平成29年4月27日、運輸安全委員会による事故調査報告書が公表され、上記のとおり当該インシデントの要因が明らかになったこと及び空港毎に異なる用語を使用されていることについて運航者から用語を統一するよう要望があったことから、今般、ICAO基準等に準拠し、本規程を改正することとする。

3. 改正事項

- (1) 飛行場内の滑走路以外の離着陸場における航空機(ヘリコプター)への離着陸に係る用語及び方式を定める。
- (2) その他所要の改正を行うこととする。

4. 今後のスケジュール(予定)

施行日(予定) : 平成30年10月11日